

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年2月28日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ  
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 バリー・オドワイヤー  
(Barry O'Dwyer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、  
ユージン・リュペール通り2 - 4番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンド（Asian Dragon Fund）およびUSガバメント・モーゲージ・ファンド（US Government Mortgage Fund）に関して、以下のとおり主要な関係法人の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

新しく保管銀行およびファンド会計会社となる会社

#### (イ) 名称

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ルクセンブルグ支店  
(The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)

#### (ロ) 資本金（自己資本）の額

2018年12月末日現在、3,299百万ユーロ（約4,190億円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝127.00円）によります。

#### (ハ) 関係業務の概要

ファンドとの保管契約に基づき、ファンド資産の保管銀行として行為し、投資信託に関する2010年12月17日の法律もしくは制定されたその代替法またはその改正法（以下「2010年法」といいます。）およびその他の適用ある法律に基づく保管者としての任務および責任を担うことに同意しました。保管銀行はまた、UCITS指令の目的上ファンドの保管者として行為します。

また、運用会社との管理事務、所在地事務およびコーポレート事務代行契約に基づき、ファンド会計会社として、ファンドの会計、純資産価格の決定およびこれらの職務に関連した業務を提供することに合意しました。ルクセンブルグの法規に従って、ファンド会計会社は、運用会社および管轄官庁の承認を得て、他の者、企業または会社に、特定の職務を委託する権限を有しています。

## 保管銀行およびファンド会計会社でなくなる会社

### (イ) 名称

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド、ルクセンブルグ支店

(The Bank of New York Mellon (International) Ltd., Luxembourg Branch)

### (ロ) 資本金の額

2018年10月末日現在、519,694,974スターリング・ポンド(約730億円)

(注)スターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=140.46円)によります。

### (ハ) 関係業務の概要

ファンドとの保管契約に基づき、ファンド資産の保管銀行として行為し、2010年法およびその他の適用ある法律に基づく保管者としての任務および責任を担うことに同意しました。保管銀行はまた、UCITS指令の目的上ファンドの保管者として行為します。

また、運用会社との契約に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。

更に、運用会社との契約に基づき、ファンド会計会社として、ファンドの会計、純資産価格の決定およびこれらの職務に関連した業務を提供することに合意しました。ルクセンブルグの法規に従って、ファンド会計会社は、運用会社および管轄官庁の承認を得て、他の者、企業または会社に、特定の職務を委託する権限を有します。

## (2) 当該異動の理由及びその年月日

### 異動の理由

連合王国の欧州連合からの離脱に伴い、連合王国で設立された会社のルクセンブルグ支店である旧保管銀行および旧ファンド会計会社が、サブ・ファンドの保管銀行およびファンド会計会社として行為するための適格性を失うことから、ファンドに適用される取締規制を引き続き遵守する目的で、異動が行われたものです。

### 異動の年月日

2019年2月11日